

## ●香川県告示第471号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、平成21年度産業廃棄物実態調査を次のとおり実施する。

平成21年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

平成21年度産業廃棄物実態調査

#### (2) 目的

香川県内で発生した産業廃棄物の種類及び量並びにこれらの処理等の実態を把握する。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

県下全域（一部、県内で産業廃棄物を排出する県外事業者を含む。）

#### (2) 属性的範囲

農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期間

#### (1) 報告を求める事項

事業所情報、事業内容、事業の実態、発生の有無、産業廃棄物の量的変化、産業廃棄物発生状況、自社中間処理状況、自社処理・再利用・業者委託状況、事業者意識

#### (2) 基準となる期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

約8,000事業所（母集団 約50,000事業所）

#### (2) 選定の方法

平成18年事業所・企業統計調査マスターテープ等に登録された県内の全事業所を対象として、地域別、業種別、従業者規模別等に事業所を層別区分し、各層ごとに抽出する。

### 5 報告を求めるために用いる方法

調査委託会社（応用技術株式会社）が郵便により調査票を配布し、回収する。

### 6 報告を求める期間

調査の実施期間 平成21年10月15日から平成21年11月16日まで